

地区 建築物等に 関係する 事項	地区の区分	地区の名称	商業・業務地区（津雲台1丁目及び佐竹台1丁目（1））	
			A地区	B地区
	地区の面積	約2.4ha	約1.1ha	
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅又は寄宿舍</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（宝くじ売場その他これに類するものを除く。）</p> <p>(3)キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(4)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の5に定めるもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅又は寄宿舍（2階以下の部分に住戸又は寝室を有するものに限る。）</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（宝くじ売場その他これに類するものを除く。）</p> <p>(3)キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(4)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の5に定めるもの</p>	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>(1)建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺の街並みとの調和を図るものとし、敷地については、緑化に努めなければならない。</p> <p>(2)屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。</p>			

「区域は計画図表示のとおり」